

千葉市建築改修工事 特記仕様書

平成27年度版

千葉市都市局建築部営繕課

千葉市建築改修工事特記仕様書（平成27年度版）

I 工事概要

- 1 工事名称： 蘇我勤労市民プラザ大規模改修工事
- 2 工事場所： 千葉市中央区今井1丁目14番43号
- 3 建物概要：

棟名称	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一	防火対象物
本館	SRC	5	1248.73	4539.17	16	・特定○非特定
体育館	SRC	1	1013.93	1006.99	16	・特定○非特定
						・特定・非特定

4 工事内容：概要

- 本館①コミュニティ化改修工事
- ② 天井改修工事 特定天井の改修
- ③ 外部改修工事
- ④ 内部改修工事
- 体育館 ① コミュニティ化改修工事
- ⑥ 天井改修工事 特定天井の改修
- ⑦ 外部改修工事
- ⑧ 内部改修工事
- ⑨ _____

5 別途工事：

※他工事との取合いは別図による。


II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「建築標仕」という。）、
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）」（以下「電気標仕」という。）、
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」（以下「機械標仕」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「改修標仕」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）」（以下「電気改標仕」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」（以下「機械改標仕」という。）、
「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）」（以下「解体共仕」という。）による。

2 特記仕様

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、原則すべて適用する。・は、○印の付いたものを適用する。
- (3) 項目下部に記載の（標仕 . . .）内の表示番号は、標仕の該当項目又は当該図表を示す。

- (4) (別 . . .)は(標仕 5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
- (5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。
- (6) 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

3 適用基準等

- 「建築工事標準詳細図」 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 (平成 25 年版)
- 「公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)」 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 (平成 25 年版)
- 「公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)」 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 (平成 25 年版)
- 「営繕工事写真撮影要領(平成 24 年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「営繕工事写真撮影要領(平成 24 年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	
<p>① 工事实績情報の登録 (工事カルテ作成・登録) (標仕 1.1.4)</p> <p>② 施工体制台帳 (標仕 1.1.5)</p> <p>③ 品質計画 (標仕 1.2.2)</p> <p>④ 電気保安技術者 (建築標仕 1.3.3) (機械標仕 1.3.2)</p> <p>⑤ 施工条件 (建築標仕 1.3.5) (電気標仕 1.3.3) (機械標仕 1.3.3)</p> <p>⑥ 発生材の処理等 (建築標仕 1.3.8) (電気標仕 1.3.9)</p>	<p>適用する。 請負金額 500 万円以上の工事については、すべて竣工登録を行う。</p> <p>施工体制台帳及び施工体制図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従ってこれを行うとともに、作成したものの写しを監督職員に提出する。</p> <p>・ ・</p> <p>適用する。</p> <p>・ 仮設計画図による ・ 現場作業着手は平成 27 年 9 月 1 日以降とする。それ以前に調査等を行う場合は施設管理者との協議による。 ・ 請負契約の締結日の翌日から平成 27 年 8 月 31 日までの期間については、現場代理人及び主任技術者又監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。</p> <p>① 解体工事のあるすべての工事 工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。「産</p>

業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。

- ② 「千葉市建設リサイクル推進計画」及び「千葉市建設リサイクル推進計画ガイドライン」に基づき請負金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、本工事に係る「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」を「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、CD-R等と出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておく。なお、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は、最新版を使用する。

- ③ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出する。
- ④ 建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、1部提出する。
- ⑤ 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票・写真等）を証明する資料を提出する。

建設廃棄物の処理にあたっては、適宜、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し、適正に処理していることの確認を受ける。

6 建設発生土の処分

(1) 建設発生土の利用

- ・利用あり（ 建設工事、 課発注）

(2) 建設発生土の搬出

- ・搬出あり 受入れ場所：
受入れ時間帯：
仮置き等：
搬出調書等：
地質分析：・する ・しない
- ・搬出なし ・構内指示の場所にたい積 ・構内指示の場所に敷き均し

(3) 建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- (4) 受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000m³以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面または図面により協議を行う。

⑦ 再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所在地
コンクリートがら		
ボード類		
金属類		

⑧ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

建設工事請負契約書「第56条 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理する。ただし、それにより難しい場合は、監督職員と協議する。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ア 再資源化等が完了した年月日
- イ 再資源化等した施設名称及び所在地
- ウ 再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「千葉市建設リサイクル推進計画ガイドライン」に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を使用する。

(3) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ア 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行う。
- イ 書面の提出は、契約に先立って行う。
- ウ 書面は施工計画書に添付する。

(4) 分別解体の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	◎手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	◎手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	◎手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

⑨ 高圧機器等の微量PCB含有機器は監督職員の指示による。

⑩ 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示する。また、必要事項を記載した書類を常時携帯する。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示(産業廃棄物運搬車等)
- (2) 排出事業者名(〇〇株式会社等)

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影する。

⑦ 材料等
(標仕 1.4.2)

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する。ただし、これによりがたい場合、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の1～6の事項を満たすものとする。

- 1 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- 2 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
- 3 安定的な供給が可能であること
- 4 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
- 5 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
- 6 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関(社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

⑧ 化学物質を放散する建築材料等
(標仕 1.4.1)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、F☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合は、監督員と協議しF☆☆☆又はその同等品(旧JAS及び旧JISにおけるFco、Eoのものを含む。)を使用する。

⑨ 技能士
(標仕 1.5.2)

適用する。

作業種別： 職種：

⑩ 見本施工の実施
(建築標仕 1.5.5)
(電気標仕 1.5.3)
(機械標仕 1.5.4)

見本施工の部分・部品 ()

⑪ 化学物質の濃度測定
(建築標仕 1.5.9)
(電気標仕 1.5.7)
(機械標仕 1.5.8)

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。

- 測定方法 ・パッシブ型採取機器
- 着工前の測定 ・行う
- 測定対象室 ・図示 係員との協議による
- 測定箇所数 ・図示 9 箇所

報告の様式等については、監督職員との協議による。

⑫ 中間技術検査
(標仕 1.6.2)

当初請負金額1億円以上かつ工期が6か月以上の工事、「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事又は工事担当課長が必要と認めた工事を対象として実

施する。

実施時期・回数は、監督職員の指示による。

⑬完成図等

(標仕 1.7.1)

(表 1.7.1)

- ・完成図 黒表紙 A4版(金文字) 部
- 竣工図 ニツ折り製本A2版(黒文字入り) 1部
- 竣工図 ニツ折り製本A4版(縮刷版)(黒文字入り) 2部
- 施工図 ニツ折り製本A2版(黒文字入り) 1部
- ※施工図はすべて原本を製本する
- 施工図 ニツ折り製本A4版(縮刷版)(黒文字入り) 1部
- 保全に関する資料 2部
- 保全情報システム入力シート 1部
- 電子納品 2組

千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編](平成26年4月)による。詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。

保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で3部提出する。(2部は写し可)

(主な保証書)

- 防水 10年間
- 外壁改修(下地補修) 3年間
- 外壁改修(仕上げ) 3年間
- ・その他 特記による

⑭工事関係図書

工事関係図書はA4ファイルに整理保管し、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事完成図書一式をプラスチックボックスに入れて監督職員に提出すること。工事写真はカラー写真とし、写真1枚当たりのサイズはL判を目安とする。

⑮工事の保険

受注者は工事のすべての物件に対して、自己の負担にて工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。

⑯公共工事の実施に伴う環境負荷の低減

工事の実施にあたり、「公共工事環境配慮事項確認書」等を監督職員経由で予算担当課に提出する。

⑰事故防止巡回班による工事現場の巡回・巡視

工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部会事故防止巡回班規約に基づく、建築部会事故防止巡回班の安全パトロールが実施された場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図る。

⑱安全訓練等の実施

国土交通省「建築工事安全施工技術指針」及び「営繕工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて安全訓練等を実施し、その実施状況を報告書に記録し報告する。

①9 低入札価格工事
における下請負人
のしわ寄せ防止

低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約を確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行う。

点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人1者につき、各1回の点検を行う。また、点検結果については、その都度監督職員へ提出する。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施する。

20 総合評価落札方
式による技術提案
等

1 技術提案に基づく施工

受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工し、技術提案等による契約金額の変更は、行わない。

2 技術提案が履行されない場合の措置

受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減じ、未実施の技術提案等の項目ごとに5点を減ずる。

3 技術提案等に対する現場確認方法

受注者は、入札時に提示した技術提案等の履行確認を目的に、当該提案内容に基づき技術提案等実施状況確認シートを作成し、施工計画書とあわせて提出する。

②1 工事における創
意工夫等実施状況

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出できる。

②2 ワンデーレスポ
ンスの実施

1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

2 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工する。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告する。

②3 公共事業労務費
調査に対する協力

1 本工事が国の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

2 調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っていかななくてはならない。

4 受注者が本工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前3項と同様の業務を負う旨を定めなければならない。

②4 過積載防止

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督する。

25 近隣への配慮

本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了する。

近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努める。

作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守する。

- 1 本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。
- 2 本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃する。

26 VE提案

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後VE方式の試行工事である。

VE提案については、技術管理課ホームページ「契約後VE方式のページ」による。

27 施工図等の取扱

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲する。

28 グリーン購入

千葉市グリーン購入推進指針に基づき、グリーン購入推進物品等の使用状況をグリーン購入実績報告書により監督員に提出する。また、調査の依頼があった場合には、これに協力する。

29 社内検査

当初請負金額1億円以上の工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書及び、品質確認書を提出する。また、各種検査前に社内検査報告書及び品質確認書を提出する。

30 現場代理人の取扱い

現場代理人の兼任ができる工事は、請負金額5千万円未満（建築工事以外は、請負金額2千5百万円未満）で、合計2件までとする。ただし、調査基準価格を下回る価格により契約した場合は、兼任できない。

- ・ 本工事は、1名の現場代理人により管理することができる。
- ・ 補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や作業指示等を行う者）を専任する。

1 兼任を解除する要件

(1) 監督職員から兼任の解除を命じられたとき

2 その他の要件

(1) 現場代理人は、発注者及び工事現場と常時連絡をとれる体制をとる

31 概成工期

適用する（ 年 月 日）

32 工事用水

（建築標仕 2.3.1）

構内既存の施設 ・ 利用できない 利用できる（有償 ・ 無償）

※ただし、これに要する設備工事は請負者の負担とする

33 工事用電力

（建築標仕 2.3.1）

構内既存の施設 ・ 利用できない 利用できる（有償 ・ 無償）

※ただし、これに要する設備工事は請負者の負担とする

34 技術研修会の開催に対する協力

受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力する。

㉔ 完成写真

下記のを監督職員に提出する。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ(mm)
<input checked="" type="radio"/> カラー *キャビネ判 (他に外観正面1カットのみ5枚提出)	外部 () 内部 ()	・ 2 ・ 6	・ 100×125 以上
・ カラー四切木製パネル	外部 () 内部 ()	・	
・ カラー半切木製パネル	外部 () 内部 ()	・ 2	
・ カラーサイド	外部 () 内部 ()	・ 1	・ 24×36以上
・	外部 () 内部 ()		

撮影業者

監督職員の承諾する撮影業者(ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする。)

完成写真は監督職員が指定する黒表紙製本(金文字)A4判として()部提出する。

完成写真の撮影方法・撮影機材・撮影箇所・撮影時期、提出方法・提出時期は監督職員の指示による。

2 仮設工事

① 足場その他

[改修標仕 2.2.1]

[表 2.2.1]

- 内部足場 種別 きゃたつ、足場板等 枠組み棚足場
 外部足場 種別 A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

- 防護シートによる養生 行う ・ 行わない
 防音パネルによる養生 ・ 行う ・ 行わない

材料、撤去材等の運搬

- ・ A種 B種 ・ C種 D種 E種

② 養生

[改修標仕 2.3.1]

- 既存部分の養生 ビニルシート等 ・
 既存家具等の養生 ビニルシート等 ・
 固定家具等の移動 行わない ・ 行う(図示)

3 仮設間仕切

[改修標仕 2.3.2]

[表 2.3.1]

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕材(厚mm)	充てん材	塗装
・ A種	・ 軽量鉄骨	・ 合板(・9.0・)	厚さ mm	・ 無し
・ B種	・ 木下地	・ せっこうボード(・9.5・)		・ 片面
・ C種	単管下地	防炎シト		
仮設扉	・ 木製扉	・ 合板張り程度 ・		・ 無し

	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り
--	------	------------	--	-----

④ 監督職員事務所
[改修標仕 2.4.1]

- 構内に設置
監督職員事務所の規模
・ 10 m²程度 ・ 20 m²程度 ・ 35 m²程度 ・ 65 m²程度 ・ 100 m²程度
備品の種類、数量 ※監督職員の指示による。
- ・ 既存建物内の一部を使用
- ・ 設けない

⑤ 仮囲い等

- 仮囲い・ゲート類
 - 成形鋼板 (・ H=3.0m ○ H=2 m)
 - シートゲート (・ H=4.5m、W=6.0m ・ H= m、W= m)
 - ・ パネルゲート (・ H= m、W= m)
- 仮設通路 設置箇所 ・ 図示による
- 仮設便所 ・ 設置する
- 交通誘導員 (・ 常駐 ○ 必要に応じて)

3 土工事

1 埋戻し及び盛土
(建築標仕 3.2.3)
(表 3.2.1)

- 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
・ 建設汚泥から再生した処理土

2 建設発生土の処理
(建築標仕 3.2.5)

- ・ 構外搬出適切処理
- ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構内指示の場所に敷き均し

4 地業工事

1 砂利地業
(建築標仕 4.6.3)

- ・ 再生クラッシャーラン
- ・ 切込み砂利及び切込み砕石

2 床下防湿層
(建築標仕 4.6.5)

- 施工箇所 ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下 (ピット下を除く)

5 鉄筋工事 (耐震改修工事を除く)

① 鉄筋の種類
(建築標仕 5.2.1)
(表 5.2.1)

種類の記号	呼び名 (mm)
○ SD295A	・ D16 以下
・ SD345	・ D19 以上

--	--

2 溶接金網の種類
(建築標仕 5.2.2)

溶接金網の種類

種類	標準線径	網目寸法
丸鉄筋		
異形鉄筋		

③ 鉄筋の継手及び
定着

(建築標仕 5.3.4)

(5.4.1)

(5.5.1)

継手の重ね長さ及び定着長さ

建築基準法施行令第73条による。令の定めによらないものは下記による。

・ 図示 ・

継手方法等

部位	継手方法	呼名 (mm)
柱、梁の主筋	・ ガス圧 ・ 機械式継手	
その他	⊙ 重継手	

④ 鉄筋の最小かぶり
り厚さ

(建築標仕 5.3.5)

最小かぶり厚さは目地底から算定する。

耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所	標仕表 5.3.6 の値に加え寸法 (mm)
・ 柱、梁、壁及び庇などの外気に設する打放し面	・ 10 ・

5 帯筋

(建築標仕別 2.2)

組立の形 ・ H形 (口は除く) ・ W-I形 ・ SP形 ・ 丸形

間隔 ・ 図示

6 圧接完了後の試験

(建築標仕 5.4.9~

10)

・ 超音波探傷試験 ・ 引張試験

6 コンクリート工事 (耐震改修工事を除く)

1 コンクリートの種類・強度・補正・スランプ・仕上げ・使用箇所

(建築標仕 6.2.2)

(6.2.4) (6.2.5)

(6.3.1) (6.8.3)

種類	設計基準強度 F_c (N/mm^2)	補正	スランプ (cm)	使用箇所
・ 普通コンクリート	・ 18 ⊙ 21 ・ 24	・ 有 ・ 無	⊙ 15 ⊙ 18	設備基礎
・ 軽量コンクリート (種)	・ 18 ・ 21 ・ 24	・ 有 ・ 無	・ 15 ・ 18	

軽量コンクリートの所要気乾単位容積質量値 (t/m^3)

打放し仕上げの種類

種別	塗装の有無	施工箇所

・ A種	・有 ・無	
・ B種	・有 ・無	
・ C種	・有 ・無	

コンクリートの増打ち厚さ (・ 20mm ・ 10mm)

セメントの種類

- ⊗普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (施工箇所 :)
- ・高炉セメント (施工箇所 :)

混和材料の使用

- ⊗混和剤 ・混和材

型枠の種類

- ⊗グリーン購入法に基づく合板型枠

2 レディーミクスト
コンクリート製造
工場の選定
(建築標仕 6.4.1)

JIS マーク表示認証製品を製造している工場で、かつ、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場 (⊗マーク) から選定すること。
ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

3 コンクリート強度
試験
(建築標仕 6.9)

供試体の箇所及びロット数

- 抜き取り本数は1回の試験につき下記の通りとする。
- ・ 調査管理強度の管理試験用 (材齢 28日標準養生)
 - 1回の試験につき3個
 - ・ 構造体コンクリートの圧縮強度推定用 (材齢 28日現場水中養生)
 - 1回の試験につき3個
 - ・ 構造体コンクリートの圧縮強度推定用 (材齢 91日現場封かん養生)
 - 1回の試験につき3個

型枠取り外し時期の決定用 (現場水中養生) は任意とする。

強度試験を必要とする打設箇所は以下の通りとする。

- ・ 基礎 ・ 地中梁 ・ 土間 ・ 壁 ・ 柱 ・ 梁 ・ 小梁 ・ スラブ ・ 階段 ・ パラペット

強度試験の実施先

圧縮強度試験の実施先は、(公財)千葉県建設技術センター、大学等公的機関、JNLA (工業標準化法に基づく試験事業者登録制度) による登録試験事業者又は JAB ((財)日本適合性認定協会) による認定試験所とする。

7 鉄骨工事 (耐震改修工事を除く)

① 鉄骨の製作工場
(建築標仕 7.1.3)

製作工場の加工能力

- ⊙ 監督職員の承諾する製作工場
- ・ 建築基準法第77条の45第1項の規定に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた

(株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鉄構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「()グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
 入熱、パス間温度の溶接条件

適用箇所 ・ 図示 ・ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
 鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件

・ 図示 ・

② 施工管理技術者
 (建築標仕 7.1.4)

適用する

③ 鋼材
 (建築標仕 7.2.1)
 (7.2.10)
 (表 7.2.1)

鋼材の材質

種類の記号	使箇所	規格等
STKR400	天井地下補強	・ J I S 規格による
		・ J I S 規格による
		・ J I S 規格による
		・ J I S 規格による

4 スカラップ

改良型スカラップ

5 エンドタブ

鋼製エンドタブ

切断する箇所 ()

6 高力ボルト
 (建築標仕 7.2.2)
 (7.12.4)

高力ボルトの種類および径

種類	呼び径 (mm)	施工箇所
・ トルシア形高力ボルト		・
・ J I S 形高力ボルト		・
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト		・
		・

⑦ 工作図
 (建築標仕 7.3.2)

作成する

8 仮組み
 (建築標仕 7.3.10)

・ 実施する ・

9 製品検査
 (建築標仕 7.6.11)

・ 行う (・ 工場検査 ・ 受入検査 ・) ・

⑩ 溶接部の試験
 (建築標仕 7.6.11)

A O Q L ・ 4.0% ・ 2.5%
 検査水準 ・ 第 6 水準 ・ 図示

(表 7.6.2)

試験の種別	試箇所	試験方法
⑩ 超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	・ 標仕 7.6.11 (b) による ・ 図示

⑪ 錆止め塗装

(建築標仕 7.8.3)

錆止め塗装の種別

A種 ⑩ JIS K 5674 B種 .

12 耐火被覆

(建築標仕 7.9.2~7)

種 別		所要性能及び適用構造部位
・ ラス張りモルタル塗り		
・ 耐火材吹付け	・ 乾式吹付けロックウール	
	・ 半乾式吹付けロックウール	
	・ 湿式ロックウール	
	・	
・ 耐火板張り		
・ 耐火材巻付け		

⑬ アンカーボルトの保持及び埋込み工法

(建築標仕 7.10.3)
(表 7.10.1)

・ 構造用アンカーボルト ⑩ 図示 .
・ 建方用アンカーボルト ・ A種 ・ B種 ・ C種

14 グラウト及び柱底均しモルタル工法

(建築標仕 7.2.9)
(7.10.3)
(表 7.10.2)

・ A種 ・ B種
※プレミックスタイプの無収縮モルタル材とし、製造所のカタログにより仕様及び使用実績等の資料を示し監督職員の承諾を得て使用する。
・ 現場調査等その他の方法を採用する場合は、協議による。

無収縮モルタルの品質

コンシステンシー	Jロートによる流下時間 練混ぜ完了から3分以内の値は 8±2秒
圧縮強度	材齢3日 25.0N/mm ² 以上
	材齢28日 45.0N/mm ² 以上

15 溶融亜鉛めっき工法

(建築標仕 7.12.3)
(表 14.2.2)

亜鉛めっきの種別	材 料	適用部位
A 種	最低板厚6mm以上の形鋼、鋼板	
B 種	最低板厚3.2mm以上 6mm未満の形鋼、鋼板	
C 種	普通ボルト、アンカーボルト 最低板厚1.6mm以上	

3.2mm未満の形鋼、鋼板

素地ごしらは、JIS H 9124 溶融亜鉛めっき作業指針による。

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造
(建築標仕 8.2.2)

・空洞ブロック 16 ・空洞ブロック 16-W

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
(建築標仕 8.3.2)

・標仕表 8.3.1 及び下表による

適用箇所			厚さ (mm)
・間仕切壁 ・地下二重壁 ・外壁			・
・塀	高さ	2m以下	・120
		2mを超え	・150
・衛生配管用裏積みブロック			・100 ・

3 ALCパネル
(建築標仕 8.4.2~6)
(表 8.4.3~4)

種類	単位荷重 (N/m ²)	厚さ (mm)	取付け工法種別
・外壁パネル	・180 ・1960	・100 ・50	・A種・B種 ・C種
・間仕切壁パネル		・100 ・	・B種 ・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル	・980	・100 ・	・標仕 84.5 による
・床パネル	・2350 ・3530	・100 ・150	

床パネルの耐火性能 ・1時間 ・2時間

4 押出成形セメント板 (ECP)
(建築標仕 8.5.2~5)
(表 8.5.1~2)

種類	表面形状	厚さ (mm)	幅 (mm)	工法種別
・外壁パネル	・F ・F-R			・A種 ・B種
	・D ・D-R			
	・T ・T-R			
・間仕切パネル	・F ・F-R			・B種 ・C種
	・D ・D-R			
	・T ・T-R			

耐火性能 ・有り () ・無し

9 防水改修工事

1 アスファルト防水
[改修標仕 3.2.2]
[3.2.5~6]
[3.3.2~3]
[3.3.5]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種
保護防水	・P1B		・B-1 ・B-2
	・P1BI ・T1BI		・BI-1 ・BI-2
	・P2AI		・AI-1 ・AI-2

[表 3.1.1]

[表 3.3.3~10]

	・ P 2 A		・ A - 1	・ A - 2
露出防水	・ M 4 C		・ C - 1	・ C - 2
	・ M 3 D	・ P O D	・ D - 1	・ D - 2
屋内防水	・ P 1 E	・ P E	・ E - 1	・ E - 2
(保護層は図示による)				

保護コンクリートのコンクリート種類 ・ 無筋コンクリート
 P O D 工法の二重ドレン ・ 設けない ・ 設ける
 M 3 D、P O D 工法の脱気装置 ・ 設けない ・ 設ける
 既存露出防水層表面の砂 (M 4 C 工法の場合) ・ 除去する
 断熱工法の断熱材 厚さ (mm) ・ 25 ・
 ただし、特定フロンを含まないもの。

2 保護層等の施工

立上がり部の保護

・ れんが押さえ ・ モルタル押さえ ・ コンクリート押さえ ・ 乾式保護材

3 改質アスファルト

シート防水

[改修標仕 3.4.2~3]

[3.2.5~6]

[表 3.1.1]

[表 3.4.1~3]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	厚さ (mm)
・ M 4 A S 工法		・ A S - 1	・ A S - 2
		・ A S - 3	
・ M 3 A S 工法		・ A S - 4	・ A S - 5
・ P O A S 工法		・ A S - 6	
・ M 3 A S I 工法		・ A - 1	・ A S I - 2
・ M 4 A S I 工法			
・ P O A S I 工法			

脱気装置 ・ 設けない ・ 設ける

④ 合成高分子系ルー

ーフィングシート

防水

[改修標仕 3.5.2~4]

[3.2.5~6]

[表 3.1.1]

[表 3.5.1~2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料等	使用分類
⊙ P O S 工法		・ S - F 1	・ S - M 1	⊙ 非歩行 ・ 歩行
・ P O S I 工法		⊙ S - F 2	・ S - M 2	
・ S 4 S 工法		・ S I - F 1	・ S - M 3	
・ S 4 S I 工法		・ S I - F 2	・ S I - M 1	・ カラー ・ シルバー
			・ S I - M 2	
・ M 4 S 工法		・ S - M 1	・ S - M 2	
・ M 4 S I 工法		・ S - M 3		
		・ S I - M 1	・ S I - M 2	
・ S 3 S 工法		・ S - F 1	・ S - F 2	
・ S 3 S I 工法		・ S I - F 1	・ S I - F 2	

脱気装置 ・ 設ける ⊙ 設けない

目地処理 P C コンクリートの場合 ()

⑤ 塗膜防水

[改修標仕 3.2.5~

6]

[3.6.2~3]

[表 3.1.1]

[表 3.6.1~2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類	仕上げ塗料塗り
・ P O X 工法		・ X - 1	・ シルバー
⊙ L 4 X 工法		⊙ X - 2	・ カラー
・ P 1 Y 工法		・ Y - 2	
・ P 2 Y 工法			

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合） ・ 除去する

脱気装置 ⊙ 設けない ・ 設ける

6 脱気装置

[改修標仕 3.3.3]

[3.4.3]

[3.5.3]

種類	材質	設置数量
・ 平面部脱気型	・ ポリエチレン樹脂 ・ ABS樹脂 ・ ステンレス ・ 鋳鉄	() m ² 当たり1箇所
・ 立上がり部脱気型	・ 合成ゴム ・ 塩化ビニル樹脂 ・ スレス ・ 銅	() m ² 当たり1箇所

⑦ シーリング

[改修標仕 3.1.4]

[3.7.2]

[表 3.1.2]

[表 3.7.1]

シーリング改修工法の種類

- ・ シーリング充てん工法 ⊙ シーリング再充てん工法
- ・ 拡幅シーリング再充てん工法 ・ ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所

- ・ 下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
タイル目地	PU-2
パネル目地	PU-2
サッシ廻り	MS-2

PCB含有シーリング調査

- ・ 1次分析（PCB含有分析の要否判定）

工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、PCB含有分析が必要な場合は監督職員と協議する。

- ・ 2次分析（PCB含有分析）

PCBの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。

- 1) 採取箇所 計 () 箇所
- 2) 採取方法 分析機関の指定する方法により採取する
- 3) 分析方法 GC-ECD法による (JIS K 0114)

シーリングにPCBが含有していた場合の措置

- 1) 除去方法 改修標仕 3.7.5 (a) による
- 2) 処理方法 関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCBが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

⑧ とい

[改修標仕 3.8.2~

といの材種

- ・ 配管用鋼管

3]
[表 3.8.1]
[表 3.8.5]

- 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) **G**
- 鋼管製といの防露
- ・ 次の箇所は行わない ()
- ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒドの放散量
- ・ 規制対象外 ・ 第三種
- 掃除口
- ・ 有り ・ 無し
- 縦どい受け金物の取付け
- ・ 図示 ○標仕 13.5.3 (d) (2) による

9 アルミニウム製
笠木
[改修標仕 3.9.2~
3]
[表 3.9.1]

種 類	呼称肉厚 (mm)	表面処理	固定間隔	備 考
・ 250 形	1.6 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ A-1 又はB-1種 ・ B-2種 () 	固定方法及び間隔は 質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり 部等の役物は本体製 造所の仕様による。
・ 300 形	1.8 以上			
・ 350 形	2.0 以上			
・ 100 形				

板材折曲げ形の取付工法 ・ 図示

⑩ ルーフドレン
[改修標仕 3.8.3]

- ・ 取替 (材質:)
- 改修用ドレン (二重ドレン)
- ・ 新設 (材質:)
- ・ 変成エポキシ樹脂塗料塗り

11 折板葺
(建築標仕 13.3.2
~3)
(表 13.2.1)

形 式	・ 重ね形 ・ はげ締め形 ・ かん合形
形状 (mm)	山高 () 山ピッチ () 板厚 ・ 0.6 ・ 0.8
材 料 (規格等)	・ 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (CGLCCR-20-AZ150)
軒先面戸板	・ 有り ・ 無し
断熱材	・ 有り (種別: 厚さ: mm) ・ 無し
耐火性能	・ 30 分耐火 ・ 無し

10 外壁改修工事 共通事項

① 施工数量調査
[改修標仕 1.5.2]

調査範囲 ○外壁改修範囲 ・ 図示の範囲
調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数 ② 2部

② 改修材料

・既製調合モルタル

保水率 (%)	単位容積質量 (g/l)	接着強さ (N/mm ²)		長さ変化率 (%)	曲げ強さ (N/mm)
		標順時	温冷繰り返し後		
70.0 以上	1.80 程度	0.60 以上	0.40 以上	0.20 以下	4.0 以上

・パテ状エポキシ樹脂

初期硬化性(標準)	接着強さ(標準)	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm ² 以上	6.0N/mm ² 以上	50.0N/mm ² 以上	30.0N/mm ² 以上	3.0 (%) 以下

- 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
- 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
- 常温・常湿（温度 5℃～35℃、湿度 15%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後 6 か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・可とう性エポキシ樹脂

性能	常温物性	低温性	加熱変化	引張接着性
引張強さ	1.0N/mm ² 以上	1.0N/mm ² 以上	1.0N/mm ² 以上	最大引張応力 1.0N/mm ² 以上
伸び	30.0%以上	30.0%以上	30.0%以上	破断時の伸び 10%以上

比重表示値 ±0.10

押し出し性 60 秒以下

スランプ 3mm 以下

加熱減量 5%以下

- 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
- 対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
- 常温・常湿（温度 5℃～35℃、湿度 45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後 6 か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

③ タイル部分張替え工法用材料

接着強さ	標準	低温硬化	アルカリ温水	冷熱水中繰返し	熱劣化
強度/mm ²)	0.60 以上	0.40 以上	0.40 以上	0.40 以上	0.40 以上
凝集破壊率%)	75 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上
皮膜物性	標準	高温	低温	アルカリ温水	熱劣化
引張強さ (N/m)	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以
伸び (%)	30 以上	30 以上	30 以上	20 以上	20 以上

貯蔵安定性 容積と粘度に著しい変化がないこと。

耐熱性 JIS A 5548 に準じた試験において、80℃で 4 週間、9.8N おもりで安定していること。

- 外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。
- タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。

- 3 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
- 4 常温・常湿（温度 20±15℃、湿度 65±20%）において製造後 6 か月保存しても上記の品質性能に適合していること。
- 5 ずれ抵抗性があること。
- 6 混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

・エポキシ樹脂モルタル

接着強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1. 0N/mm ² 以上	20. 0N/mm ² 以上	10. 0N/mm ² 以上

- 1 こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
- 2 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
- 3 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第 1 種有機溶剤を使用しないこと。
- 4 形状に異常が無く、だれが生じないこと。
- 5 常温・常湿（温度 20±15℃、湿度 65±20%）において製造後 6 か月保存しても上記の品質性能に適合していること。

・ポリマーセメントモルタル

曲げ強さ (N/mm ²)	圧縮強さ (N/mm ²)	接着強さ (N/mm ²)		
		標準時	湿潤時	低温時
6. 0 以上	20. 0 以上	1. 0 以上	0. 8 以上	0. 5 以上

ポリマーセメントモルタルの種類 合成ゴム系、アクリル系、エチレン-酢ビ系等

表面状態 だれの下がり量は 5mm 以内とし、ひび割れが発生していないこと。

透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢 28 日)	曲げ性能 (材齢 28 日)	吸水性 (72 時間)	耐久性 (劣化曲げ強さ)
3 以上	3%以下	0. 5N/mm ² 以上	5. 0N/mm ² 以上	15%以下	5. 0N/mm ² 以上

保水係数 0. 35~0. 55

粘調係数 0. 50~1. 00

・吸水調整材

項目	全固形分 (%)	吸水性 (g)	接着強度 (N/mm ²)	界面破断率 (%)
品質・性能	表示値±1%以内	30 分で 1g 以下	0. 98 以上	50%以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

10-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上外壁

① ひび割れ部改修
工法
[改修標仕 4. 1. 4]

・樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
・自動式低圧エポキ	0. 2 以上~1. 0 未満	・ 200~300	・	

[4.2.2]
[4.3.4~6]

シ樹脂注入工法		・	・	
・手動式エポキシ樹脂 注入工法	0.2 以上～03 未満	・ 50～100	・ 40	・
・機械式エポキシ樹脂 注入工法	0.3 以上～05 未満	・ 100～200	・ 70	・
	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250	・ 30	・
		・	・	

注入材料

- ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜き）

- ・ 行わない
- ・ 行う（抜き部の補修方法： ）

・ Uカットシール材充てん工法

充てん材料	品質・規格等	備考
・ シーリング用材料	・ 1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ・ 行わない ・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		

① シール工法

- ・ パテ状エポキシ樹脂
- ・ 可とう性エポキシ樹脂

② 欠損部改修工法
[改修標仕 4.1.4]
[4.2.2]
[4.3.7]

・ 充てん工法

① エポキシ樹脂モルタル

- ・ 軽量エポキシ樹脂モルタル
- ・ ポリマーセメントモルタル

10-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

- ・ 行う（・ 全面 ・ 図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

- ・ 既存モルタル撤去工法

範囲は図示

撤去部分の補修は、3. 欠損部改修工法による

- ・ 樹脂注入工法

- ・ 既存モルタル面
- ・ 既存躯体コンクリート面

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	・ 200～300	・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100	・ 40	
	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200	・ 70	・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250	・ 130	・

注入工法		・	・	
------	--	---	---	--

注入材料

- ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形)

- 検査 (コア抜き) ・ 行わない
 ・ 行う (抜き部の補修方法:)

・ Uカットシーリング材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
・ シーリング用材料	・ 1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行わない ・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		

・ シール工法

- ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂
- ・ 既存塗り仕上げ材の撤去及び補修
 - ・ シール工法の範囲

3 欠損部改修工法
 [改修標仕 4.1.4]
 [4.2.2]
 [4.4.8~9]

既存モルタル面の欠損部

改修工法の種類	材 料	品質・規格等
・ 充填工法	・ エポキシ樹脂モルタル ・ 軽量エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル	
・ モルタル塗替え工法	改修標仕 4.2.2 (g) による	塗り厚 25mm を超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示

既製目地材 ・ 適用する 形状 (・ 図示 ・)

4 浮き部改修工法
 [改修標仕 4.1.4]
 [4.2.2]
 [4.5.9~15]
 [表 4.4.3~4]

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	・ 16 ・	・ 25 ・			・ 25ml ——
・ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	・ 13 ・	・ 20 ・	・ 12 ・	・ 20 ・	・ 25ml ・
・ アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	・ 13 ・	・ 20 ・	・ 12 ・	・ 20 ・	・ 25ml ・ 50ml
・ 注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	・ 9 ・	・ 16 ・			・ 25ml ・
・ 注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	・ 9 ・	・ 16 ・	・ 9 ・	・ 16 ・	・ 25ml ・
・ 注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	・ 9 ・	・ 16 ・	・ 9 ・	・ 16 ・	・ 50ml ・

アンカーピン

材質 ・ ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン

材質 ・ ステンレス SUS304、呼び径外径 6mm

10-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

① 既存タイル張りの撤去

② 外壁タイル張り全面 (調査結果による) ・ 図示の範囲

撤去範囲 ・ 下地モルタルまで ③ 張付けモルタルまで ・ タイルのみ

② ひび割れ部改修工法

改修箇所 ③ 既存タイル張り面 (調査結果による) 張り替え

・ 既存タイル撤去面 (・ コンクリート面 ・ モルタル面)

[改修標仕 4.1.4]
[4.2.2]
[4.3.4~6]

※樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上~1.0 未満	・ 200~300	・	
		・	・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上~0.3 未満	・ 50~100	・ 40	・
	0.3 以上~0.5 未満	・ 100~200	・ 70	・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5 以上~1.0 未満	・ 150~250	・ 130	・
		・	・	

注入材料

・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形)

検査 (コア抜き) ・ 行わない

・ 行う (抜き部の補修方法:)

・ Uカットシーリング材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
・ シーリング用材料	・ 1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行わない ・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		

3 欠損部改修工法

・ タイル部分張替え工法

[改修標仕 4.1.4]
[4.2.2]
[4.5.7~8]
[表 4.5.1]

接着材の種類	品質・規格等
・ ポリマーセメントモルタル	
・ タイル部分張替え工法用接着剤	「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外装タイル・石張りシステムの開発』(建設大臣官房技術調査室監修 平成9年2月)」における「外装タイル・石張り用接着剤の品質基準(案)」に基づく品質性能試験に適合するタイプ I であり監督職員の承諾するもの又は特記による。

・ タイル張替え工法

伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地

位置 ・改修標仕表 4.5.1 による ・図示

4 浮き部改修工法
[改修標仕 4.1.4]
[4.2.2]
[4.5.9~15]
[表 4.4.3~4]

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		充てん量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	・16 ・	・25 ・			・25ml ——
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	・13 ・	・20 ・	・12 ・	・20 ・	・25ml ・
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	・13 ・	・20 ・	・12 ・	・20 ・	・25ml ・50ml
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	・9 ・	・16 ・			・25ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	・9 ・	・16 ・	・9 ・	・16 ・	・50ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・9 ・	・16 ・	・9 ・	・16 ・	・50ml ・

アンカーピン

材質 ・ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン

材質 ・ステンレス SUS304、呼び径外径 6mm

⑤ 目地改修工法
[改修標仕 3.7.2]
[4.1.4]
[4.5.16]
[表 3.7.1]

・目地ひび割れ部改修工法

⑥ 伸縮目地改修工法

シーリング用材料 PU-2

種類 ・改修標仕表 3.7.1 による

⑥ 陶磁器質タイル
張り
[改修標仕 4.2.2]
[4.5.7~8]
[表 4.5.3]

タイルの種類

施工箇所	形状寸法 (mm)	きじ			うわぐすり		役物		色		再生材 の適用	備考
		磁器	せつ器	陶器	施ゆう	無ゆう	あり	なし	標準	特注		
外壁	90 x 45	⊙	・	・	⊙	・	・	・	⊙	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物 標準的な曲がり (小口、標準、二丁、屏風) の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き ⊙行わない ・行う (※外壁タイル ・)

壁タイル張りの工法

外装タイル 密着張り ・マスク張り
 タイルの試験張り 行わない ・行う
 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行わない ・行う

10-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

① 既存塗膜等の除去及び下地処理

[改修標仕 4. 2. 2]
 [4. 6. 3]
 [表 4. 6. 2~5]

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

工 法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法 ・10MPa 程度以上	・既存仕上面全体 ・	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法 ・30MPa 程度以上	・既存仕上面全体 ・	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体 ・	
<input checked="" type="radio"/> 水洗い工法 ・10MPa 程度以上	・上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

塗膜はく離剤

② 下地調整材

[改修標仕 4. 2. 2]
 [4. 6. 4]

- ・下地調整塗材
- ・ポリマーセメントモルタル
- 防水形仕上げ塗材主材を使用

③ 仕上げ塗材仕上げ

(建築標仕 15. 5. 2)
 [改修標仕 4. 1. 4]
 [4. 2. 2]
 [表 4. 2. 4~5]

種類、仕上げの形状、工法

種 類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 S i ・可とう形外装薄塗材 S i ・外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S	・ ・ ・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 ・さざ波形 ・凹凸状 砂壁状
<input checked="" type="radio"/> 複層仕上塗材	・複層塗材 C E ・可とう形複層塗材 C E ・複層塗材 S i <input checked="" type="radio"/> 複層塗材 E ・複層塗材 R E ・複層塗材 R S ・防水形複層塗材 C E ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材 R E ・防水形複層塗材 R S	<input checked="" type="radio"/> ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様 耐候性 ・耐候形 3 種 上塗材 溶媒 <input checked="" type="radio"/> 水系 ・溶剤系 樹脂 ・アクリル系 外観 ・つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う

・可とう形改修用 仕上塗材	・可とう形改修塗材 E ・可とう形改修塗材 RE ・可とう形改修塗材 CE	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状
------------------	---	-------------------------

防火材料の指定が必要な場合

- ・建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

11 建具改修工事

①改修工法の適用
[改修標仕 5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具				
⊙鋼製建具	⊙外部	かぶせ工法		
	・内部			
・鋼製軽量建具				
・ステンレス製建具				

2 見本の製作等
[改修標仕 5.1.5]

- ・特殊な建具の仮組（建具符号： ）

③アルミニウム製
建具

外部に面する建具

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・ A種	S-4	・ A-3	・ W-4	・ 70	・ 図示
・ B種	S-5				・ 図示
・ C種	S-6	A-4	W-5	100	・ 図示

- 表面処理
- ・ B-1 種
 - ・ B-2 種（・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）

屋内建具

- 表面処理
- ⊙ C-1 種又は B-1 種
 - ・ C-2 種又は B-2 種（・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）

4 樹脂製建具

外部に面する建具

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・ A種	S-4	A-4	・ W-4	・	・ 図示
・ B種	S-5		・ W-5		・ 図示
・ C種	S-6		・	・ 図示	

防音ドアセット、防音サッシの遮音性

- ・ T-A 種(等級 T-1)
- ・ T-B(等級 T-2)

断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性

- ・ H-A 種(等級 H-4)
- ・ H-B 種(等級 H-5)

表面色

- ・ 標準色
- ・ 特注色

5 網戸

[改修標仕 5. 2. 3]

防虫網

- 網の種類別 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製
 ・ 合成樹脂製 ・ ステンレス製 (S U S 3 1 6)
 形式 ・ 外部可動式 ・ 固定式

⑥ 鋼製建具

[改修標仕 5. 4. 2]

[5. 4. 4]

[表 5. 4. 1]

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による
 耐風圧性の適用は建具表による
 特定防火設備の戸 ・ 適用あり

⑦ 鋼製軽量建具

[改修標仕 5. 5. 2]

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による

8 ステンレス製建具

[改修標仕 5. 6. 2]

[5. 6. 4～5]

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による
 耐風圧性の適用は建具表による
 表面仕上げ ・ H L 程度 ・ 鏡面仕上げ ・
 曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ (補強あり)
 特定防火設備の戸 ・ 適用あり

9 自動ドア開閉装置

[改修標仕 5. 8. 2～
3]

[表 5. 8. 1～3]

開閉方法	センサーの種類		
・ スライディングドア	・ マットスイッチ	・ 音波スイッチ	・ 多機能便所スイッチ
・ スイングドア	・ 光線スイッチ	・ 光電スイッチ	
	・ 熱線スイッチ	・ 電波スイッチ	

・ 凍結防止措置 (適用箇所は建具表による)

⑩ 自閉式上吊り引戸装置

[改修標仕 5. 9. 3]

[表 5. 9. 1]

品質規格 ・ 改修標仕 5. 8. 3 による
 ・ 製造所標準仕様による

⑩ 木製建具

(建築標仕 16. 7. 2
～3)

かまち戸の樹種

かまち () 鏡板 ()

ふすまの上張り

○ 新鳥の子又はビニル紙程度 (押入等の裏面は除く) ・ 鳥の子

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量

○ 規制対象外 ・ 第三種

⑪ 建具用金物

[改修標仕 5. 7. 2～

マスターキー ○ 製作する (既存合わせ) ・ 製作しない
 建具用金物

4]
[表 5. 7. 1～2]

錠類はシリンダー箱錠（レバーハンドル）とする
 なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける
 吊金物

⊙ 丁番（内部建具については、軸を鉄芯としてもよい） ・ ピボットヒンジ

⑫ ガラス
[改修標仕 5. 13. 2]
[5. 13. 5]

⊙ 建具表による
 ・ ガラスブロック 改修標仕 5. 12. 5 による

表面形状	呼び寸法 (mm)	厚 さ (mm)	色 調	防火性能
・ 正方形 ・ 長方形	・	・	・ クリア	・ 無し ・ 有り

⑬ ガラス留め材及び溝
[改修標仕 5. 13. 2
～3]
[表 5. 13. 1]

ガラス留め材

建具の種類	材 種
アルミニウム製	⊙ シーリング材 ・ ガスケット（FIX 部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材
ステンレス製	・ シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

板ガラスをはめ込む溝の大きさ

改修標準仕 5. 12. 3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日本建築学会 JASS 17 ガラス工事「3. 1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する

⑭ ガラス用フィルム
ム

名 称	種 類	張 り 面	性能値
・ ガラス飛散防止フィルム	第 2 種	・ 内張り ・ 外張り	飛散防止率 D 1
⊙ 日照調整フィルム		⊙ 内張り	日照調整

品質 JIS A 5759 による

15 重量シャッター
[改修標仕 5. 10. 2]
[表 5. 10. 1]

シャッターの種類	
・ 一般重量シャッター	耐風圧性能 () N/m ²
・ 外壁用防火シャッター	耐風圧性能 () N/m ²
・ 屋内用防火シャッター	
・ 屋内用防煙シャッター	

開閉機能 ・ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式

危害防止機構 改修標仕 5. 9. 2(d) (4) による

一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない

16 軽量シャッター
[改修標仕 5. 11. 2
～4]
[表 5. 11. 1]

開閉形式 ・ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）
 スラット 材質 ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・ 鋼板
 ・ 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板
 形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
 ガイドレール等 ・ 鋼板製 ・ ステンレス製 SUS 304（厚さ 1.5mm）

耐風圧性能 () N/m²

17 オーバーヘッド
ドア
[改修標仕 5.12.2
~4]
[表 5.12.1~2]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形	・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (SUS304)

耐風圧性能 () N/m²

18 かぎ箱

市販品

形式 ・ 30 組用 ・ 60 組用 ・ 120 組用 ・

12 内装改修工事

① 改修範囲

[改修標仕 6.1.3]

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲

・ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う

⊙ 図示の範囲

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲

・ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う

⊙ 図示の範囲

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修

・ 既存のまま ⊙ 図示の範囲

② 既存床の撤去並びに下地補修

[改修標仕 6.2.2]

ビニル床シート等の除去

⊙ 仕上げ材のみ (接着剤とも)

・ 下地モルタルとも (・ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て)

合成樹脂塗り床材の除去工法

・ 機械的除去工法 ・ 目荒工法

改修後の床の清掃範囲

⊙ 改修箇所の室内 ・

③ 既存壁の撤去並びに下地補修

[改修標仕 6.3.2]

[4.4.9]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修

⊙ 図示 ・ モルタル塗り (塗り厚 25mm を超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない)

④ 木下地等

[改修標仕 6.5.2]

[表 6.5.2~4]

木材の品質 ⊙ 改修標準仕様書 6.5.2 による ・ 市販品

代用樹種 ⊙ 改修標仕表 6.5.4 による

・ 代用樹種を適用しない箇所 ()

保存処理木材を適用する箇所 ()

⑤ 集成材等

品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
・ 集成材	・ 一般材	・ たも ・ なら ・ しおじ	

[改修標仕 6.5.2]

・構造用集成材	・ 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種	・	
⊙造作用集成材	⊙ 1 等 ・ 2 等	⊙ たも	
・化粧ばり造作用集成材	・ 1 等 ・ 2 等	・	・

ホルムアルデヒドの放散量 ⊙規制対象外 ・ 第三種

⑥ 接着剤

[改修標仕 6.5.2]

[6.8.2]

[6.14.2]

接着材に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

⊙ 木工事に使用する接着剤

ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量

⊙ 規制対象外 ・ 第三種

⊙ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤壁紙施工用でん粉系接着剤

ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量

⊙ 規制対象外 ・ 第三種

7 防腐、防蟻処理

[改修標仕 6.5.5～

6]

行う箇所（ ）

防腐処理 ・ 行う（・ 図示 ・ ）

防蟻処理 ・ 行う（・ 図示 ・ ）

防腐、防蟻処理の種類、品質は次による

- ・ 防蟻、防腐処理が不要な樹種による製材及び集成材)
- ・ 薬剤の加圧注入による処理
- ・ 薬剤の塗付等による処理
- ・ ボード原材料接着剤への薬物混入による処理

防虫処理 ・ 行う（・ 図示 ・ ）

⑧ 床板張り

[表 6.5.10]

フローリング及び縁甲板張り床

下張り用床板	・ 無し		
	⊙ 有り	⊙ 合板張り	ホルムアルデヒドの放散量 ⊙ 規制対象外 ・ 第三種
		・ 板張り	
床板	⊙ 単層フローリング (共仕 19.5.2 による)		ホルムアルデヒドの放散量 ⊙ 規制対象外 ・ 第三種
	⊙ 縁甲板		⊙ ひのき ・

⑨ 軽量鉄骨天井下

地

[改修標仕 6.6.2

～4]

[表 6.6.1]

野縁等の種類

屋外（・ 19 型 ・ 25 型）

屋内（⊙ 19 型 ⊙ 25 型）

既存の埋込インサート

⊙ 使用する ・ 使用しない

あと施工アンカーの引抜き試験

・ 行う ⊙ 行わない

⑩ 軽量鉄骨壁下地
[改修標仕 6.7.3]
[表 6.7.1]

スタッドの高さが5mを超える場合 ・ 図示

⑪ ビニル床シート
張り
[改修標仕 6.8.2
~3]

種 類	J I S の記号	色 柄	厚 さ (mm)
⊙ 発泡層のないもの	・ N C ・	・ 無地 ・ マーブル柄	⊙ 2.0
⊙ 発泡層のあるもの			⊙ 2.5
・			
・			

工法 ・ 熱溶接工法 ・ 突付け (施工箇所:)

12 ビニル床タイル
張り
[改修標仕 6.8.2]

種 類	J I S の記号	厚 さ (mm)	備 考
・ コンポジションビニル床タイル (半硬質)	C T	・ 2	
・ コンポジションビニル床タイル (軟質)	C T S	・	
・ ホモジニアスビニル床タイル	H T	・	

13 帯電防止床タイル
張り
[改修標仕 6.8.2]

種 類	厚 さ (mm)	性 能
・ コンポジションビニル床タイル	・ 2 ・	体積抵抗値 (JIS K 6911 による) 1.0×10 ⁹ Ω以下 または、漏えい抵抗値 (JIS A 1454 による) 1.0×10 ¹⁰ Ω未満
・ ホモジニアスビニル床タイル	・ 4.0 又は 4.5	
・		
・		

⑭ 視覚障害者用床
タイル (誘導用及び
注意喚起用床材)
[改修標仕 6.8.2]

ブロックパターンは JIS T 9251 による

色彩は黄色を原則とする

屋内 ・ 塩化ビニル製 ・ 磁器又はせつ器質タイル (・ 300 ・)

・ レジンコンクリート製 ⊙ 樹脂製

屋外 ・ レジンコンクリート製 ・ 磁器又はせつ器質タイル (・ 300 ・)

⊙ 樹脂製

高さ (mm) ・ 60 ⊙ 75 ・ 100

⑮ ビニル幅木
[改修標仕 6.8.2]

16 合成樹脂塗り床
[改修標仕 6.10.2
~3]
[表 6.10.1~7]

種 別	仕 上 げ の 種 類
・ 弾性ウレタン塗り床材	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ エポキシ樹脂塗り床材	・ 薄膜流し展べ仕上げ ・ 厚膜流し展べ仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量

・ 規制対象外 ・ 第三種

⑰フローリング張り

[改修標仕 6.11.2

～7]

[表 6.11.1～4]

種 別	材 種	工 法	仕上げ塗装等	備 考
⊙天然木化粧複合フローリング	⊙なら ・ひのき	⊙直張り ・直張り	⊙無塗装品 ・塗装品	・多目的室
⊙複合フローリング	⊙なら	⊙くぎ打ち	⊙無塗装品	・ステージ

ホルムアルデヒドの放散量 ⊙規制対象外 ・ 第三種

⑱畳敷き

[改修標仕 6.12.2

～3]

[表 6.12.1]

下地の種類	畳の種類
改修標仕 表 6.5.9 による床組	⊙B種 ・
ポリスチレンフォーム床下地	・C種 ・

畳表及び畳床は VOC 含有量が少ないものとする

19 ポリスチレンフォーム床下地材

畳下地	厚さ (mm)	・ 40	・ 65	・ 80
フローリング類	厚さ (mm)	・ 80	・ 95	

⑳カーペット敷き

[改修標仕 6.9.2

～3]

[表 6.9.1～2]

・織じゅうたん

種 別	パイル形状	帯電性	色柄 等	備 考
・ A種	・ カットパイル	人体帯電圧	・ 無地	
・ B種	・ ループパイル	・ 3 kV 以下	・ 柄物 (標準品)	
・ C種	・ カット、ループパイル併用	・	・	

耐電性 ・ 人体帯電圧 3 kV 以下 ・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長 (mm)	工 法	備 考
・ カットパイル	・ 5～7	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	
・ ループパイル	・ 4～6		
・ レベルループパイル	・ 4		
・ カット、ループ併用	・		

耐電性 ※人体帯電圧 3 kV 以下 ・

⓪タイルカーペット


パイル形状	種 類	寸 法	総厚さ (mm)	備 考
⊙ループパイル	・ 第一種 ・ 第二種	・ 500×500 ・	・ 6.5 ・	
・ カットパイル				
・ カット、ループ併用				

耐電性 ・ 人体帯電圧 3 kV 以下 (フリーアクセスフロア新設範囲)

㉑せっこうボード

その他のボード張り

り

種 類	J I S の記号	厚 さ (mm)、規格等
・ 硬質木毛セメント板	HW 	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・

[改修標仕 6.13.2]

[表 6.13.1]

・普通木毛セメント板	NW	☑	・15 ・20 ・25 ・
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK		タイプ2（無石綿）（⊙6 ・8 ・）
⊙ロックウール化粧吸音板	DR		・フラットタイプ （⊙9（不燃） ⊙12（直張り）） ・凹凸タイプ （・12（不燃） ⊙15 ・19 ・）
・ロックウール化粧吸音板 （軒天井用）	DR DR（凹凸） DR（軒天） DR（軒天凹凸）		・フラットタイプ 9（不燃） ・凹凸タイプ（不燃）（・12 ・15）
⊙せっこうボード	GB-R		⊙12.5（不燃） ⊙9.5（準不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC		9.5（不燃）化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シーリングせっこうボード	GB-S		12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F		・12.5（不燃） ・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L		9.5
・化粧せっこうボード ⊙化粧せっこうボード（木目）	GB-D		⊙12.5（不燃）幅 440mm 程度 ・9.5（準不燃） 模様（・柾目・板目）専用下地材付き
・難燃合板		☑	・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・メラミン樹脂化粧板			JIS K 6903 による 厚さ 1.2
・ミディアムデンシティ ファイバーボード	MDF	☑	・3 ・7 ・9 ・12 ・
・単板張りパーティクルボード		☑	・無研磨板 ・研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18 ・
・ハードボード（素地） ・規制対象外 ・第三種	HB	☑	・無研磨板 （・スタンダード ・テンパード） ・研磨板 （・スタンダード ・テンパード）
・インシュレーションボード	IB	☑	A級（・天井仕上 ・内装仕上 ・） ・9 ・12 ・15 ・18 ・
・火山性ガラス質複層板 （VS ボード）	LI、LII		JIS A 5440

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量

⊙規制対象外 ・第三種

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材

・適用する ・適用しない

22 吸音材

種 類	J I S の記号	厚 さ (mm)
-----	-----------	----------

[表 6.13.1]

・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・25

23 壁紙張り

[改修標仕 6.14.2
～3]

[表 7.2.4]

[表 7.2.7]

[表 6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維 (織物)	プラ (ビニル)	その他 (化学繊維)	無機質		
一般	・	・	◎	・	・	◎不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
多目的室	・	◎	・	・	・	◎不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	

素地ごしらえ

モルタル、プラスター面 ◎RB種 ・RA種（施工箇所： ）
 せっこうボード面 ◎RB種 ・RA種（施工箇所： ）
 壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

24 モルタル塗り材

[改修標仕 6.15.3]

吸水調整材

全固形分 (%)	吸水量 (g)	接着強度 (N/mm ²)	界面破断率 (%)
表示値±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の 5%以下	JIS R 5201 の試験において 始発 1時間以上 終結 10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

膨張性のひび割れおよびそりがないこと。

既製目地材 ・適用しない ・適用する

25 陶磁器質タイル
張り

[改修標仕 6.16.3]

タイルの種類

施工箇所	形状寸法 (mm)	きじ			うわぐすり		役物		色		再生材 の適用	備考
		磁器	せつ器	陶器	施ゆう	無ゆう	あり	なし	標準	特注		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物 標準的な曲がりの役物は一体成形とする

タイルの見本焼き ・行わない ・行う（・外装タイル ）

内装タイル ・ 壁タイル接着剤張り ・ 改良積上げ張り

㊦ 断熱材

(建築標仕 19.9.2
~3)

種類		施工箇所	厚さ (mm)	品質等
・ 押出法 ポリスチレン フォーム 保温板	・ 2種 b	・ 一般部 ・	・ 25 ・	特定フロンを使用しないもの
	・ 3種 b (スキン層付)	・ 接地部分 ・	・ 25 ・	
・ 現場発泡断熱材		・ 断熱材補修部分	——	特定フロンを使用しないもの 難燃性 ・ 3級 ・ 2級
		・ 一般部 ・	・ 15 ・	

㊦ ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量

・ 規制対象外 ・ 第三種

27 浴室天井材

市販品

材質	表面仕上げ	性能	幅 (mm)	備考
・ アルミニウム製	・ 焼付け塗装品	準不燃品	・ 200	回り縁は樋付きとし、製造所の標準品とする。
	・ アルマイト処理品		・ 100	
・ 硬質塩ビ製	・ 塗装品		・ 300	
	・ 木目調		・ 100	

28 フリーアクセス
フロア

(建築標仕 20.2.2)

施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備考
	・ パネル構法 ・ 溝構法		・ 1.0G ・ 0.6G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット	
	・ パネル構法 ・ 溝構法		・ 1.0G ・ 0.6G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット	
	・ パネル構法 ・ 溝構法		・ 1.0G ・ 0.6G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット	

5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。

表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による

スロープ及びボーダー ・ 製造所の標準仕様 ・ 図示

コンセント等の取付け対応 ・ 製造所の標準仕様 (コンセント本体は別途設備工事)

コンセントの箇所数は図示

配線用取り出しパネル 配線取り出し開口：パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合

・ 20~30パーセント ・

空調用吹き出しパネル ・ 無し

・ 有り (※固定式 ・ 可変式 施工箇所は図示)

㊟可動間仕切
(建築標仕 20. 2. 3)

構造形式	パネル部の 総厚さ (mm)	表面材種 厚さ (mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ㊟パネル式	・	㊟鋼板 (㊟0.6 ㊟0.8) ・	㊟メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・	・あり () ・なし	・あり ・なし

30 移動間仕切
建築標仕 20. 2. 4)

遮音性能	厚さ (mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式 ・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db 以上)		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式 ・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は『23壁紙張り』による

遮音性能は JIS A 6512 の遮音試験に準拠する

31 トイレブース
(建築標仕 20. 2. 5)

表面仕上げ材 ・メラミン樹脂系化粧板 (標準色 アルミ製コーナーエッジ付き)
・ポリエステル樹脂系化粧板
・

足形状 ・幅木型 ・足金物型

32 階段滑止め
(建築標仕 20. 2. 6)

材種 ステンレス SUS304

形状 ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド ・有り (・ステンレス製 ・ビニル製) ・無し

幅 (mm) 約 35

取付け工法 ・接着工法 ・埋込み工法

33 階段手すり

種 別	施工箇所
・集成材クリアラッカー仕上げ (市販品 径約 45mm)	
・ビニル製ハンドレール (幅約 50mm)	

34 黒板及びホワイト
ボード
(建築標仕 20. 2. 8)

種 類	寸法 (mm)	色 彩	備 考
・黒板	・焼付け	・緑 ・黒	・平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
		・緑 ・黒	
・ホワイト ボード	・ほうろう	・白	・平面 ・曲面 ・スクリーン付引分

35 表示
(建築標仕 20. 2. 10)

衝突防止表示 ・図示 (市販品 ・ステンレス製 径約 30mm)
(・両面 ・片面)
・無し

表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210 による
 製造所 監督職員の承諾する製造所
 誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。

36 ブラインド
 (建築標仕 20.2.12)
 [改修標仕 2.3.1]
 [5.1.6]

- ・既存再使用する (養生方法:)
- ・新設する

形 式	種 類	スラットの材質	スラットの幅 (mm)
・横型	・ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	・アルミニウム合金製 ・	・25
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

37 ロールスクリー
 ン
 (建築標仕 20.2.13)

防災性能 ・有り
 製造所 性能の確認できる資料を監督職員に提出する

施工箇所	装 置		性 能 (防災性能)	備 考
	電 動	手 引		
	・	・		
	・	・		
	・	・		

38 カーテン
 (建築標仕 20.2.14)
 [改修標仕 2.3.1]
 [5.1.6]

- ・既存再使用する (養生方法:)
- ・新設する

施工箇所	形 式		装 置			ひだの 種類	性 能	備 考
	片引	引分	電動	ひも引	手引			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

39 カーテンレール
 (建築標仕 20.2.14)
 [改修標仕 5.1.6]

・既存再使用する
 新設する
 材種 ・アルミニウム製 ・ステンレス製
 形式 ・片引き ・引分け (※暗幕用は 300mm 以上の召合せの重掛けとする)

④0 ブラインドボッ
 クス及びカーテン
 ボックス
 [改修標仕 5.1.6]

⊙ 既存再使用する
 ・新設する
 ・市販品 (アルミニウム製 押出し型材)
 溝幅×深さ (mm) ・90×150 ・120×80 ・120×150 ・150×80 ・
 色彩 ・B-1 ・B-2 (・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)
 ・図示

④①天井点検口

材質 アルミニウム製 (○額縁タイプ ・目地タイプ)

42 床点検口

材質 ・アルミニウム製 (受け枠 ・アルミ製 ・ステンレス製)
 ・ステンレス製

④③鋼製書架及び物品棚

○書架は図示による。

種類	規格等	耐荷重による種類
・鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	水平荷重 I 又は水平荷重 II
・鋼製物品棚	JIS S 1040 の規格による	・ 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種

44 くつふきマット

市販品

材質 ・塩化ビニル製 (コイル状 ステンレス製受枠) ・ビニル製 (ステンレス製受枠)
 ・硬質アルミニウム製 (受枠とも) ・ステンレス製 (受枠とも)

45 流し台ユニット

種類	寸法 (L=mm)	適用内容	規格・品質等
・流し台	・ 1200 ・ 1500 ・ 1800	トラップ付き	・優良住宅部品 (セクショナルキッチン I 型)
・コンロ台	・ 600 ・ 700 ・	バックガード ・有り	
・つり戸棚	・ 1200 ・ 900 ・ 600		
・水切り棚	・ 1200 ・ 900	ステンレス製 ・ 1 段式	・市販品

46 屋内掲示板

枠の材質 ・アルミニウム製

表面の材質 ・塩ビ発泡シート張り ・

47 洗面カウンター

材種 ・メラミン樹脂化粧板張り (心材: 集成材) ・人工大理石
 奥行き (mm) ・約 450 ・約 600

48 収納家具

材質

形状・寸法 ・図示

(建築標仕 12. 2. 1)
(19. 7. 2)

合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
 ・規制対象外 ・第三種

49 防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考
・網入り磨板ガラス	・ 6. 8	・ 500	アルミ製枠付き
・コンロ台	・	・	

・可動式

材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考
・垂直降下式 (巻取り型)	・不燃布 (不燃認定品)	・ 500 ・ 800 ・	ガイドレール ・固定式 (壁埋込型) ・可動式 (天井収納型)
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	・ 500	表面仕上げ

・コンロ台		・ 800 ・	・天井材張り
-------	--	------------	--------

降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

13 塗装改修工事

①材料

屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量

⊙規制対象外 ・ 第三種

②下地調整

[改修標仕 7.2.2～
7]

[表 7.2.1～7]

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・ RA種 ・ RB種	
鉄鋼面	・ RA種 ⊙RB種	
亜鉛めっき面	・ RA種 ・ RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	・ RB種 ・ RC種	
モルタル、プラスター面	・ RA種 ・ RB種	
コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ・ RB種	（2-UE）、（2-ASE）及び （2-FUE）は除く
せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修

・ 行わない ・ 行う（補修範囲及び補修方法は図示）

14 耐震改修工事

『千葉市校舎耐震補強工事構造特記仕様書』又は、『千葉市耐震補強工事構造特記仕様書』による。

15 環境配慮（グリーン）改修工事

1一般事項

[改修標仕 9.1.3]

[表 9.1.1]

アスベスト含有吹付け材の処理工事の方法

・ 封じ込め処理 ・ 囲い込み処理除去工法 ・ 除去工法

アスベスト含有建材除去後の仕上げ工事 ・ 図示

分析によるアスベスト（アクリライト、アモイト、アソフライト、クリソタル、クロソライト、トモイト）含有の調査

・ 行う（下表による） ・ 行わない

材料名	調査方法	1材料あたりの試料数
	・ JIS A 1481 による	・ 3
	・	・

2アスベスト含有吹付け材の除去

吹付けアスベストの施工数量調査

・ 行う

[改修標仕 9.1.3]

アスベスト粉じん濃度測定

・行う

下表による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。

除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業室ごと)
処理作業前	処理作業室内	・ 2点 ・ 3点 ・ 点
	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点
処理作業中	処理作業室内	・ 2点 ・ 3点 ・ 点
	セキュリティゾーン出入り口	1点
	除じん装置排出吹出し口	1点
	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点
処理作業後 (隔離シート撤去前)	処理作業室内	・ 2点 ・ 3点 ・ 点
	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点
処理作業後 (隔離シート撤去後)	処理作業室内	・ 2点 ・ 3点 ・ 点
	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点

測定室 ・ 図示

3 アスベスト成形板の処理等

[改修標仕 9.1.5]

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材料名	厚さ (mm)	処理を行う範囲
		・ 図示 ・

・ 施工調査

アスベスト成形板の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。

調査結果は図面により記録し、監督職員に提出する。

- 1 アスベスト成形板使用部位の確認
- 2 アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認
- 3 アスベスト成形板使用数量の確認

4 アスベスト含有外壁仕上げ材の除去

アスベスト含有外壁仕上げ材の除去に先立つ試験的一部除去作業の方法

- 1 試験的除去の施工箇所は監督職員の指示による。施工面の範囲は、1層半スパン程度とする。
- 2 試験的除去は高圧洗浄工法（水圧 Mpa 程度）にて実施
- 3 洗浄水に含まれる外壁仕上げ材はろ過後、アスベスト含有産業廃棄物として処分

アスベスト含有外壁仕上げ材の除去に先立つ試験的一部除去作業の仮設

- 1 作業レベル1にて実施
- 2 特定粉じん濃度測定（作業レベル1にて必要な測定箇所に加え、作業前及び作業中に作業室内1か所）実施（測定方法は平成元年環境省告示 93号による）
- 3 除去後の汚染水はろ過及び水質濃度測定を実施

- 4] ・クラッシャラン（C-40）又はクラッシャランスラグ（CS-40）
- [9.7.6] 遮断層及び凍上抑制層の材料 [改修標仕 9.7.3]
- [9.7.9] ・遮断層 ・川砂、海砂又良質な山砂 ・
- [表 9.7.1] 厚さは図示
- [表 9.7.3] ・凍上抑制層 ・再生クラッシャラン ・クラッシャラン 切り込み砂利 ・砂
- [表 9.7.5] 厚さは図示
- [表 9.7.7] 盛り土に用いる材料
 - ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
- 路床安定処理
 - ・ 添加材料による安定処理
 - 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
 - ・ 生石灰（ ） ・ 消石灰（ ）
 - 添加量 （ ） kg/m（目標CBR ・ 5以上 ・ ）
- 路床土の支持力比試験 ・ 行う（ ・ 乱した土 ・ 乱さない土）
- 路床締固め度の試験 ・ 行う
- アスファルト混合物
 - 車道部 ・ ポリマー改質アスファルト I 型
 - 歩道部 ・ ストレートアスファルト
- 透水性舗装
 - アスファルト混合物の抽出試験 ・ 行わない ・ 行う

16 その他

1 舗装
 (建築標仕 22.9.2)
 (建築標仕 22.10.2)
 [改修標仕 22.3.2]

舗装の種類	使用材料	厚さ cm	路盤材料	厚さ cm

(街きよ、縁石及び側溝)

材料及び形状・寸法 ・ 図示 ・

(砂利敷き)

種別 ・ A種 ・ B種

2 植栽
 (建築標仕 23.3.2)

樹種	寸法	数量	備考

3 他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による。

工事項目	建築	電気	機械		
